小児慢性特定疾病の追加等について（通知）

小児慢性特定疾病対策の推進については、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第１項に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病について、令和3年10月13日付け厚生労働省告示第 371号により、小児慢性特定疾病の対象となる疾病の追加と併せて、既存の小児慢性特定疾病の疾病名等の変更が同年11月1日から適用されたところです。

また、「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾 病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について、疾病が追加されたことなどにより改正がありましたので、お知らせします。

なお、追加・変更された疾病の医療意見書及び診断基準につきましては、小児慢性特定疾病情報センター（https://www.shouman.jp/）のホームページに掲載されております。

記

１　新規の小児慢性特定疾病として追加する疾病について

　　　別紙「令和3年度小児慢性特定疾病追加疾病一覧表」のとおり

２　対象疾病等が変更される小児慢性特定疾病について

(1)対象疾病等が変更される小児慢性特定疾病について

①疾患群の変更：先天性ポルフィリン症

・旧疾患群：先天性代謝異常

・新疾患群：皮膚疾患

②疾患区分の変更：先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症

・旧区分：先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（ＧＰＩ）欠損症

・新区分：糖蛋白代謝障害

③疾病名の変更：全身性強皮症

・旧疾病名：強皮症

・新疾病名：全身性強皮症

(2) 受給者証等の経過措置の取扱について

令和3年10月31日までに受給者に交付された受給者証については、当該受給者証の有効期限内において、旧疾病名等を新疾病名等とみなして使用することとして差し支えありません。

また、同日までに各都道府県市に提出された支給認定申請（法第19条の3第1項に規定する申請をいう。）においても同様の扱いとします。

(3) 旧医療意見書の経過措置の取扱について

　　　　　上記疾病の旧医療意見書は、当面の間、使用できます。

(4) 対象疾病名等の変更に伴う新医療意見書及び旧医療意見書について

・新医療意見書の使用開始時期：令和3年11月1日

・旧医療意見書の使用終了時期：令和4年12月末（予定）

≪問い合わせ先≫

〒700－8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市保健所健康づくり課　特定疾病係

電話　086－803－1271